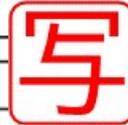


無線局免許状

氏名又は名称		三菱電機鎌倉アマチュア無線クラブ 山田 善博		免許の番号	関A第775721号	識別信号	8J1ME
免許人の住所		神奈川県鎌倉市上町屋325					
無線局の種別	アマチュア局	無線局の目的	アマチュア業務用	運用許容時間	常時		
免許の年月日	平 28. 7. 18	免許の有効期間	令 3. 7. 17 まで				
通信事項	アマチュア業務に関する事項			通信の相手方	アマチュア局		
移動範囲	陸上、海上及び上空						
無線設備の設置場所/常置場所							
神奈川県鎌倉市上町屋325							
電波の型式、周波数及び空中線電力							
3MA	1910 kHz	50 W	3VA	145 MHz	50 W		
3HA	3537.5 kHz	50 W	3VA	435 MHz	50 W		
3HD	3798 kHz	50 W	3SF	1280 MHz	10 W		
3HA	7100 kHz	50 W					
2HC	10125 kHz	50 W					
2HA	14175 kHz	50 W					
3HA	18118 kHz	50 W					
3HA	21225 kHz	50 W					
3HA	24940 kHz	50 W					
3VA	28.85 MHz	50 W					
3VA	52 MHz	50 W					
備考 別紙のとおり							



法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

令和 3 年 5 月 14 日

関東総合通信局長



無線局免許状 別紙(1)

氏名又は名称		三菱電機鎌倉アマチュア無線クラブ 山田 善博		免許の番号	関A第775721号	識別信号	8J1ME
備考							
1280MHz帯の使用は、一次業務の無線局に有害な混信を生じさせ、又は一次業務の無線局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。							
1280MHz帯を常置場所以外で使用する場合は、空中線電力は、1W以下に限る。							
この識別信号の使用は、令和3年6月1日から令和3年12月31日までに限る。							



法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

令和 3 年 5 月 14 日

関東総合通信局長



無線局免許状

免許の番号 関A第775721号

識別信号 8J1ME



氏名又は名称	三菱電機鎌倉アマチュア無線クラブ 山田 善博		
免許人の住所	神奈川県鎌倉市上町屋325		
無線局の種類	アマチュア局	無線局の目的	アマチュア業務用 運用許容時間 常時
免許の年月日	令 3. 7. 18	免許の有効期間	令 8. 7. 17 まで
通信事項	アマチュア業務に関する事項		通信の相手方 アマチュア局
移動範囲	陸上、海上及び上空		
無線設備の設置場所/常置場所	神奈川県鎌倉市上町屋325		
電波の型式、周波数及び空中線電力			
3MA	1910 kHz	50 W	3VA 145 MHz 50 W
3HA	3537.5 kHz	50 W	3VA 435 MHz 50 W
3HD	3798 kHz	50 W	3SF 1280 MHz 10 W
3HA	7100 kHz	50 W	
2HC	10125 kHz	50 W	
2HA	14175 kHz	50 W	
3HA	18118 kHz	50 W	
3HA	21225 kHz	50 W	
3HA	24940 kHz	50 W	
3VA	28.85 MHz	50 W	
3VA	52 MHz	50 W	
備考	別紙のとおり		

法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

令和 3 年 5 月 14 日

関東総合通信局長



無線局免許状

別紙(1)

免許の番号 関A第775721号

識別信号 8J1ME



備考
1280MHz帯の使用は、一次業務の無線局に有害な混信を生じさせ、又は一次業務の無線局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。
1280MHz帯を常置場所以外で使用する場合は、空中線電力は、1W以下に限る。
この識別信号の使用は、令和3年6月1日から令和3年12月31日までに限る。
無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第119号)による改正後の無線設備規則第7条の基準(新スプリアス基準)に合致することの確認がとれていない無線設備の使用は、令和4年11月30日までに限る。

法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

令和 3 年 5 月 14 日

関東総合通信局長



無線局免許状

免許の番号 近A第587708号

識別信号 8J3ME

氏名又は名称 三菱電機紅菱会アマチュア無線部
鶴山 正徳

免許人の住所 兵庫県尼崎市塚口本町 8-1-1

無線局の種別 アマチュア局 無線局の目的 アマチュア業務用 運用許容時間 常時

免許の年月日 平 29. 2.24 免許の有効期間 令 4. 2.23 まで

通信事項 アマチュア業務に関する事項 通信の相手方 アマチュア局

移動範囲 陸上、海上及び上空

無線設備の設置場所／常置場所

兵庫県尼崎市塚口本町 8-1-1

電波の型式、周波数及び空中線電力

3MA	1910 kHz	50 W	3VA	145 MHz	50 W
3HA	3537.5 kHz	50 W	3VA	435 MHz	50 W
3HD	3798 kHz	50 W	3SA	1280 MHz	10 W
3HA	7100 kHz	50 W			
2HC	10125 kHz	50 W			
2HA	14175 kHz	50 W			
3HA	18118 kHz	50 W			
3HA	21225 kHz	50 W			
3HA	24940 kHz	50 W			
3VA	28.85 MHz	50 W			
3VA	52 MHz	50 W			

移動運用時はこの局免許状を携帯してください。

備考 1 2 8 0 MHz 帯の使用は、一次業務の無線局に有害な混信を生じさせ、又は一次業務の無線局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

1 2 8 0 MHz 帯を常置場所以外で使用する場合は、1 W 以下に限る。

法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

令和 3 年 4 月 7 日

三菱電機AMC創立55周年
記念局運営事務局

近畿総合通信局長

